

平成30年2月6日

企業会計基準委員会 御中

個人 星野 光城

実務対応報告公開草案第 53 号

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」へのコメント

拝啓 余寒の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 29 年 12 月 6 日に公表されました公開草案につきまして、僭越ながら個人のものとして以下のとおり意見を提出いたします。

今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

質問 1

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案 に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

回答 1

同意致しかねます。理由については、回答 4 にまとめさせて頂きました。回答 4 をご参照いただきますようお願いいたします。

質問 2

仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理に関する提案に同意 しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

回答 2

同意致しかねます。理由については、回答 1 と同様の扱いとさせて頂きました。

質問 3

開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

回答 3

同意致しかねます。理由については、回答 1 と同様の扱いとさせて頂きました。

質問 4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

回答 4

上記の他の質問と合わせて回答致します。結論の背景 第 19 項から順に、意見を述べる対象となる項目毎、文体を本公開草案の記述に合わせた上で、次ページ以降より記載させて頂きました。

回答 4

第 21 項

最小限の項目に関する会計の取扱いを定めるという方針には同意できる。

仮想通貨のどの部分、どの要素に対して適用されるのか、資金決済法上でも不明確であるため、懸念している。

第 24 項

例えば、自称他称を問わず仮想通貨と呼ばれてはいるが、経済実体として「ポイント」の会計処理が適用されるべきものについては、資金決済法の対象とならないという理解でよいのか。また、会計上の判断に従って法律適用の判断がなされうる性質のものが、仮想通貨となりうるという理解でよいのか。

会計上の判断に従って法律適用の判断がなされうる性質のものが、仮想通貨となりうる場合、

A. 資金決済法上の規定をそのまま適用できる仮想通貨

B. 取引が実質的に判断された結果、資金決済法上の規定の対象となる仮想通貨

以上 2 通りの仮想通貨が存在することとなると考えられる。

B においては、会計上の判断によって仮想通貨と判定される余地が存在し、その場合判断の順序が会計、法律、会計と循環する流れとなるが、その点について問題はないのか。

第 26 項

当該仮想通貨の売買・換金について、そもそも売買・換金が成立しているのかという点について、疑問を感じている。

確かに、仮想通貨販売所や仮想通貨取引所に登録し、口座を作成、日本円を入金、仮想通貨を入金額分買い、仮想通貨を売る、あるいは決済時に仮想通貨を使用する、または、仮想通貨のソフトウェアからウォレットを生成し、マイニング等なんらかの手段でウォレットの残高を増やしたことを確認し、他のウォレットへ送金するといった行為が、ごく自然な仮想通貨のやりとりであることに異論はない。

しかし、第 26 項の指摘の通り、仮想通貨に対して財産権を認めるか否かについて明らかでないことから、現在行われている仮想通貨の売買・換金に関する一連の行為について、他の一般的な売買と同一の考え方を適用することが適切かどうかについて再度検討する必要があると思われる。

例えば、不動産の場合は不動産登記に従ってその権利関係が示されることとなる。銀行預金の場合は、金庫に保管されている通帳、キャッシュカード、印鑑等を確認することで、ある口座が、それら通帳等を保有している会社のものであることが明らかとなる。

では仮想通貨の場合にはどうか。例えば一般に仮想通貨と呼ばれているビットコインの場合、ブロックチェーンのログから、現存するウォレットとウォレットの残高を確認することができる。しかし、あるウォレットが誰かの所有物であることの証明手段は存在しない。自分の知る説明では、通常「Wallet.dat」として保存されるファイルに、ウォレットの生成からそのファイルの保存時点に至るまでの取引記録が記録されており、当該ファイルとウォレット生成時のパスワードないしパスフレーズによって、クライアントソフトウェア上からウォレットの残高に対する取引情報を送信できるとされている。

確かに、ビットコインにおいては「Wallet.dat」が、銀行預金にいう通帳・キャッシュカード・印鑑等に該当するものとみる考え方もあり、そのファイルの管理状況から、監査手続実施上において、いわゆる「権利と義務の帰属」のアサーションを満たすかどうかを判断できる、という考え方も出てくると思われる。

この時、当該「Wallet.dat」を生成した企業内のパソコンの操作記録や管理記録から、「Wallet.dat」が企業外部に流出していないことが明らかとされるのであれば、当該ウォレットは企業のものであると結論付けることとなるだろうと思われる。

しかし「Wallet.dat」について、たとえばあるウォレットのアドレスから「Wallet.dat」を生成することについて、一般に困難とされているが、技術的に不可能ではない。ある企業のウォレットが、実は複数の企業や個人による共有物である事実を、監査上看過してしまう余地が存在する可能性を指摘できる。

また、生成した「Wallet.dat」自体、そもそも生成をした企業や個人のものではない、という考え方もできるのではないかと思われる。ビットコインの場合、「Wallet.dat」は、多数のユーザがビットコインのブロックチェーン作成プログラムの仕様に従い、膨大な計算量で形成したログからデータを抽出し、ビットコイン独自の仕様に従ってまとめただけのもので、パスフレーズ以外に自他の区別を識別できる要素は特段無いものと見受けられる。

そしてある者が生成したウォレットのパスフレーズを、生成したもの以外が探知し、当該ウォレットの残高を操作することについて制限はない可能性が指摘できる。我が国においては、このようないわゆるウォレットのハッキングに対しては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律が適用され、ハッキングを行った者は処罰されるという考え方もあると思われるが、誰のものでもないブロックチェーンに対しては、全ユーザが管理者と同等の権限を有しているのとさして変わらないのではないかとする余地は存在すると思われる。

公開された P2P ネットワーク上のブロックチェーンによるログの集合体について、当該ログの管理者は、1.存在しない、2.当該ログに接続している全ユーザ、3.生成プログラムの作成者、4.当該ログを独立した P2P ネットワークで生成している場合の当該 P2P ネットワークの管理者、5.その他 P2P 参加者が同意した者、6.1～5 以外の者又は組織、のいずれかになると思われる。

ビットコインにおいては、ウォレットはブロックチェーンのログの一部であり、当該ログの一部にパスフレーズの要素が含まれるとするならば、1や2の場合において、ウォレットに設定したパスフレーズ

は不正アクセス禁止法における「『他人の』識別符号」に該当しないのではないかと懸念している。

これらのウォレットとウォレットの残高、ウォレットに紐づくパスフレーズが誰のものかという問題については、大元のブロックチェーンの権利をどのように扱うか、管理者はだれか、所有者はだれかという観点から結論が変化する可能性があると考えられる。

通常、何らかのオンラインサービスを利用する際、サービスの利用者と提供者の間でユーザーIDとパスワードを設定し、それらに基づいてサービスを利用しないし提供することは広く一般的に行われている所である。他方、ビットコインにおいては、少なくともウォレットに関するサービスの提供者が不在であると考えられる。

管理者が不在または不明であるにも関わらず、利用者が一方的にウォレットを生成し、当該ウォレット残高の、ウォレット生成者の所有ないしウォレット生成者への帰属を主張することと、その利用者の生成したウォレットから、別の利用者が残高を増減させることを、ウォレットの生成者が不正と主張することは、管理者の了解を得ぬままに利用者が権利を主張している点で共通しているのではないかとと思われる。尚、いわゆる他者のウォレットに対する操作は一般的にハッキングとして認識されており、ビットコインのウォレットの生成について特に制限はないものと認識している。

いずれにしても、ブロックチェーン自体に意思が存在するわけでもなく、実体としては各クライアントプログラムがブロックチェーンの追記に同意する処理を繰り返すことで、ログの生成処理を行い続けているだけに過ぎず、誰が管理者で誰が所有者なのかは、自分の認識では不明とみなさざるを得ないとする。(管理・所有の問題については、何らかの要素別に分けて検討することで解決を図ることが最終的に必要となると思われる。例えばブロックチェーンの仕様に関しては基礎となるプログラムの開発者を管理者とする等)

そのような状況下では、管理者・所有者が不明であることを前提として、取引の実体を判断せざるを得ないのではないかと、またその判断の際には、管理者・所有者が明確であった場合は資金決済法の適用対象となることを前提とした会計処理が可能であったものも、不明確な場合では資金決済法の適用対象外として、まったく別の会計処理が適用されるのではないかと、ということについて懸念している。

本報告は、あくまで資金決済法に規定される仮想通貨に対して適用されるものであり、資金決済法に該当しないものは適用対象外とのことであるが、仮想通貨と称されているビットコイン等の、現在の仮想通貨販売所ないし取引所が取り扱っている仮想通貨の諸々が、資金決済法上の仮想通貨ではないという見解が万が一公的に確認された場合、大きな混乱が生じることは想像に難くない。

もちろん、現存するメジャーな仮想通貨とされているものが、資金決済法上の仮想通貨である前提で、広く利用されているものと思われるが、具体的かつ詳細な検討の結果に対する結論が出揃っていない以上、基準の設定について慎重な対応が必要と考える。

第 29 項

仮想通貨は現金以外の金融資産にも該当しないと考えられることについて同意する。ただし、契約内容次第では、仮想通貨に対する会計処理ではなく、仮想通貨に直接の関与がない別の金融資産または金融負債が発生しており、当該金融資産または金融負債の会計処理が必要とされる場合があるものと思われる。

第 30 項

すべての仮想通貨が棚卸資産の定義を満たすものとするのは適当ではないことにつき、同意する。仮想通貨の保有、所有、売却等の行為が法律上、会計上の概念とどのような差異があるのか明らかとされるものでない限り、棚卸資産として扱うべきではない。

また、棚卸資産として扱った場合の期末時の評価方法について、先入先出法等の方法が例として提言されたと記憶しているが、仮に棚卸資産として扱うことが可能な仮想通貨が存在するとした場合、当該評価方法が適用される余地は存在するものと思われる。

第 31 項

仮想通貨を無形固定資産として会計処理することも適当ではないと考えられることにつき、同意しかねる。対象となる仮想通貨が、資金決済法通りの性質を有するのであれば、無形固定資産として会計処理することが適当な場合もありうると考えられる。

国際的な会計基準上で想定されていないとしても、仮想通貨取引が、無形固定資産に区分される資産による経済事象であれば、新たに適切に表示する処理を定めるべきと考える。

第 32 項

同意しかねる。資金決済法上に該当する仮想通貨で、他の会計基準を適用することが可能なものについては、他の会計基準を適用すべきと考える。

本報告第 24 項への指摘のとおり、A 資金決済法の条文をそのまま適用できる仮想通貨と、B 取引の実態に即して実質的に判断された結果、資金決済法上の規定の対象となる仮想通貨の2者が混同されている可能性がある指摘する。

第 37 項

同意しかねる。仮想通貨に対する財産権が不明瞭な現状において、活発な市場の有無に基づき時価評価をする、取得原価で評価する、とするのは、そのような評価基準を適用することにつき、

やむを得ない状況下での評価基準であると思われる。

本来的には、仮想通貨それ自体の性質が資産性を持つのか持たないのかという点から議論を始め、その性質にあった会計処理を適用させるべきであり、そのような性質を無視して市場価格を適用するというのは拙速な発想ではないかと懸念している。

もちろん、市場評価額を無碍にする発想に基づいているわけではない。ただ、資金決済法上、仮想通貨は財産的価値とされているが、資産性があるかどうかについてまでは言及されていない。

仮想通貨そのものの性質を集約して言語化することは困難と思われるが、仮想通貨の所有その他が不明な箇所が存在する以上、仮想通貨への投資は消費されたものとして、一種の費用性資産として認識する余地もあるのではないかと考える。

具体的には、仮想通貨を償却不能な繰延資産として扱い、原則取得原価で評価し、時価情報を注記、売買損益にあたるものは、仮想通貨の移転先への移転が完了した時点で認識し、評価損益は評価損のみを計上するようにする、といった取得原価主義会計の枠内に一度落とし込み、その上で各方面で出そろった見解を整理した上で、改めて基準を制定し適用するといった経過的な措置をとる余地もあるのではないかと考える。

第 44 項

同意するが、先に指摘した通り、仮想通貨の売買が、本当に売買行為かどうかの検討が十分でない可能性があることを懸念している。検討の結果、一般に認識されている仮想通貨の売買が、実は法律上または会計上の売買ではないとなった場合、我が国の会計基準における「市場」とは明確に区分すべきと思われる。

市場としての機能の充分性は、規制当局等、企業外部の者から何らかの形で検証された結果から判断されることとなると思われる。

第 46 項

同意しかねる。システムの安定性と、取引量で判断する方針に概ね納得はいくが、取引に対する要件として、十分な数量と頻度のみとすると、多額の資金を有す一部の参加者の間で自動売買を行うだけで成立してしまうこととなる。当該状況を活発な市場とする場合、一部の参加者だけで取引価格が定められてしまうという点で、活発な市場といえないのではないかと考えられる。また、個々の仮想通貨の実態に応じた判断が必要とされていないようにも読み取ることが可能と思われるが、参加者数等、他の要素も第 8 項に含めるべきではないかと考える。

第 52 項

同意しかねる。合意が成立した時点で売却損益が確定する場合は、仮想通貨取引外の契約が生じた結果として、金融資産ないし金融負債が発生したと見るべきといえる。保守的に考えるなら、

仮想通貨の移転が不可逆的に確定するまで、売却額を確定させるあるいは収益額を確定させるべきではない。

以上